

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議の設置について

平成 12 年 6 月 29 日

平成 22 年 6 月 9 日改正

平成 23 年 5 月 31 日改正

平成 24 年 6 月 13 日改正

令和 4 年 6 月 20 日改正

令和 5 年 7 月 6 日改正

(目的)

- 1 「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について」(平成 12 年 6 月 20 日閣議了解)に基づき、国際会議等各種会議の沖縄開催を政府全体として推進するため、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議(以下「各省庁連絡会議」という。)を設置する。

(構成員)

- 2 各省庁連絡会議の構成員は、別紙 1 のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(各省庁連絡会議の主宰)

- 3 各省庁連絡会議は、内閣府政策統括官(沖縄政策担当)が主宰する。

(幹事会)

- 4 各省庁連絡会議に内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)が主宰する幹事会を置く。幹事会の構成員は、別紙 2 のとおりとする。

(各省庁連絡会議等の庶務他)

- 5 各省庁連絡会議及び同幹事会の庶務は、内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)室が行う。
- 6 その他、各省庁連絡会議及び同幹事会の運営に関し必要な事項は、各省庁連絡会議及び同幹事会が定める。

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議

内閣官房	内閣参事官
内閣府	政策統括官（沖縄政策担当）
公正取引委員会	総括審議官
警察庁	官房長
金融庁	国際総括官
消費者庁	次長
こども家庭庁	長官官房長
デジタル庁	統括官
総務省	官房長
公害等調整委員会	事務局次長
法務省	官房長
外務省	官房長
財務省	官房審議官
文部科学省	国際統括官
厚生労働省	官房総括審議官（国際）
農林水産省	官房総括審議官
経済産業省	地域経済産業グループ長
国土交通省	国際統括官
環境省	地球環境局長
防衛省	官房長
人事院	総括審議官
会計検査院	官房審議官

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議 幹事会

内閣府	政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）
公正取引委員会	官房国際課長
警察庁	長官官房企画課長
金融庁	総合政策局総務課国際室長
消費者庁	参事官（調査研究・国際担当）
こども家庭庁	長官官房参事官（総合政策担当）
デジタル庁	統括官付参事官付企画官
総務省	大臣官房企画課長
公害等調整委員会	事務局総務課長
法務省	大臣官房国際課長
外務省	大臣官房総務課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
厚生労働省	大臣官房国際課長
農林水産省	大臣官房地方課長
経済産業省	経済産業政策局地域経済産業グループ沖縄振興室長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	大臣官房文書課長
人事院	事務総局国際課長
会計検査院	官房調査課国際業務室長